

入院時の食事・生活療養費が変わります

入院時の食事・生活療養の実施について、標準負担額として定額のご負担をお願いしておりますが、診療報酬改訂にともない令和 7年4月1日より下記のとおり食事・生活療養費の負担額が変更になります。

食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額

		医療区分・指定難病 ・入院日数等	食費 (1食)	居住費 (1日)
65才未満	住民税 課税世帯	I・II・III	490円⇒ 510円	/
		指定難病	280円⇒ 300円	
	住民税 非課税世帯	I・II・III	230円⇒ 240円	
		(入院91日目～)	180円⇒ 190円	
65才以上	住民税 課税世帯	I・II・III	490円⇒ 510円	370円
		指定難病	280円⇒ 300円	0円
	住民税 非課税世帯 (低所得II)	I・II・III	230円⇒ 240円	370円
		(入院91日目～)	180円⇒ 190円	370円
		指定難病	230円⇒ 240円	0円
		(入院91日目～)	180円⇒ 190円	0円
	住民税 非課税世帯 (低所得I)	I	140円⇒ 140円	370円
		II・III	110円⇒ 110円	370円
		指定難病 老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円⇒ 110円	0円



市立舞鶴市民病院